

台東区総合教育会議設置要綱

平成27年4月1日

27台総総第21号

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の規定に基づき、台東区の教育に資するため、台東区総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 台東区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 台東区の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 総合教育会議は、東京都台東区長(以下「区長」という。)及び教育委員会をもって構成する。

(招集等)

第4条 総合教育会議は区長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、前条第2項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、台東区公式ホームページへ掲示すること等により行う。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。